

## お知らせ

### 1.改正点

#### ☆上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る所得の課税方式について、所得税の課税方式と一致させることになりました。令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

#### ☆国外居住親族に係る扶養控除の見直し

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は、扶養控除等の適用から除外されます。  
 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人  
 ②障がい者  
 ③扶養控除等を申請する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

#### ☆森林環境税(国税)の創設

森林環境税とは、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対して課税されます。令和6年度から個人住民税均等割と併せて1人年間1,000円が徴収されます。その徴収の全額が、国によって森林環境税と称して都道府県・市区町村へ譲与されます。

#### ☆市県民税均等割の税率の改正

震災復興のための市県民税均等割の加算がなくなり、市県民税が3,000円、県民税が1,500円となります。

#### ☆令和6年度分個人住民税に対する定額減税

令和6年度分の個人住民税で定額減税が実施されることになりました。納税義務者本人の定額減税控除額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額が市県民税の所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。  
 ● 納税義務者本人：1万円  
 ● 控除対象親族者(国外居住者を除く)または扶養親族(国外居住者を除く)：1人につき1万円  
 ※ 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外です。

#### 2.公的年金からの特別徴収(天引き)制度

市県民税・森林環境税を公的年金から特別徴収する制度の対象となる方は、[4月1日に年齢18万円以上の年齢基礎年金等を受給している65歳以上の人で、前年中の年金所得に係る市県民税・森林環境税の納税義務のある人]です。[介護保険料の特別徴収の対象とならない人]や[当該年度の特別徴収控除が年齢基礎年金等の額を超える人]などは特別徴収の対象にはなりません。この制度は、市県民税・森林環境税の納税方法を変更するものであり、新たな納税義務が生じるものではありません。[年金所得に係る市県民税額]であり、年金所得以外の所得に係る市県民税額については、従来と同一の方法で納めていただくこととなります。複数の公的年金を給付している人は年齢基礎年金から優先徴収に従って特別徴収します。

### ●市県民税・森林環境税を納める人(納税義務者)

令和6年1月1日現在で高知市に住所があるか、あるいは事務所等がある場合に、次のとおり課税されます。

納める税	納税義務者	
	市内に住所がある人	市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人
均等割	○	○
所得割	○	×
森林環境税	○	×

### ●市県民税・森林環境税が課税されない人

- 均等割・森林環境税も所得割もかからない人
  - 生活保護法によって生活扶助を受けている人
  - 障害者、未成年者(平成18年1月3日以降生まれ)、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

#### 2.均等割・森林環境税がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人  
 $31万5千円 \times \left[ \text{本人、同一生計配偶者及び} \right] + 10万円 + 18万9千円$   
 ※ 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれもいない場合、この金額は加算しない。

※ 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれもいない場合、この金額は加算しない。

#### 3.所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人  
 $35万円 \times \left[ \text{本人、同一生計配偶者及び} \right] + 10万円 + 32万円$   
 ※ 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれもいない場合、この金額は加算しない。

### ●市県民税所得割の税率

市県民税所得割の税率は平成18年度までは3段階の超過累進税率構造になっていましたが、国から地方への税源移譲により平成19年度から一律10%の比例税率構造に変わりました。それに伴い所得税の課税区分と税率も変わりました。

課税所得金額	平成18年度まで		平成19年度から
	課税所得額前(3区分)	税率	
1,000円～1,999,000円	5%	市県民税 3% 県民税 2%	10% 市県民税 6% 県民税 4%
2,000,000円～6,999,000円	10%	市県民税 8% 県民税 2%	
7,000,000円～	13%	市県民税 10% 県民税 3%	

### ●人的控除額の差の調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市県民税の人的控除の適用状況に応じて市県民税を減額調整します。

市県民税の課税所得金額	市県民税の所得割額から控除される金額
200万円以下の人	①・②いずれか少ない金額の5% (市県民税3%県民税2%) ③ 人的控除額の差の合計額 ④ 市県民税の課税所得金額
200万円超の人	③ 人的控除額の差の合計額 - (市県民税の課税所得金額 - 200万円) × 5% (市県民税3%県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

令和3年度から合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には調整控除を適用しないこととされました。

### ●市県民税と所得税の人的控除額の差

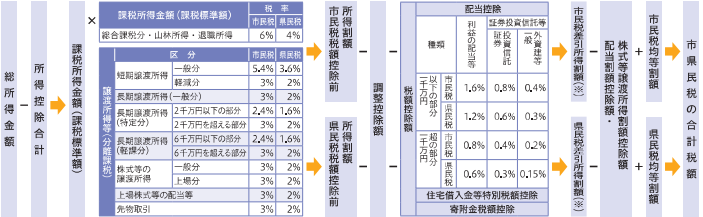
令和6年度 (単位:万円)		控除の種類		差額
控除の種類	差額	控除の種類	差額	
基礎控除*	5	一般	5	
		特定	18	
障害者控除	特別 10	老人	10	
		同居老親等	13	
ひとり親控除	母 5	勤労学生控除	1	
		寡婦控除	1	
		父 1		

※ 基礎控除については、実際の控除額にかかわらず一律5万円となります。

控除の種類	差額		
	納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5	4 2
	老人	10	6 3
配偶者の合計所得	48万円超 50万円未満	5	4 2
配偶者特別控除	50万円以上 55万円未満	3	2 1

### ●税額の計算方法

- 前年中(令和5年1月～令和5年12月)の収入金額を下表の所得の種類に当てはめて、それぞれの所得金額を計算し、合計します。
- 所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・その他の控除)を差し引き、課税所得金額を計算します。
- 課税所得金額(課税標準額)に税率を乗じて、税額控除前所得割額を算出します。
- [所得税との人的控除額の差の調整控除]の金額を控除します。
- 配当控除・住宅借入金等特別控除額・寄附金控除等の税額控除がある場合は控除します。
- 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額]があれば控除します。
- 均等割額(市県民税3,000円、県民税1,500円)を加算して、令和6年度の市県民税額が決まります。(年税額は、この金額に森林環境税(国税)の1,000円を加算した金額です)
  - 県民税均等割1,500円のうち500円は森林環境税保全のために使われます。



※ 令和6年度については、所得割額から定額減税が控除されます。

### ●所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費を差し引き算出します。なお、市県民税は前年中(令和5年1月～令和5年12月)の所得をもとに計算します。 ※ 市県民税で分離課税の対象となる退職所得は、所得金額には算入されません。

所得の種類	所得の種類		所得金額の計算方法	
	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額
① 利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額＝利子所得の金額	② 配当所得	株式や出資の配当金 収入金額＝株式等の元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
③ 不動産所得	地代、家賃、役員金等	収入金額＝必要経費＝不動産所得の金額	④ 事業所得	事業をしている場合に生じる所得 収入金額＝必要経費＝事業所得の金額
⑤ 給与所得	サラリーマンの給与等	収入金額＝給与所得控除額	⑦ 山林所得	山林を売った場合に生じる所得 収入金額＝所得控除額 - (所得金額調整控除額) = 給与所得の金額
⑥ 退職所得	退職金、一時給金等	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額	⑧ 譲渡所得	土地等を売った場合に生じる所得 収入金額＝資産の取得価額等の経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
⑨ 給付所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額＝必要経費 - 特別控除額 50万円 = 山林所得の金額	⑩ 一時所得	生命保険の給付金等が生じる所得 収入金額＝必要経費 - 特別控除額 50万円 × 1/2 = 一時所得の金額
⑩ 一時所得	土地等を売った場合に生じる所得	収入金額＝資産の取得価額等の経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額	⑪ 雑所得	①公的年金等や②他の所得に当てはまらない原稿料等や個人年金等の所得 次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ② ①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

### ●給与所得の速算表

給与の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～1,619,999円	給与収入 - 550,000円 =
1,620,000円～1,621,999円	
1,622,000円～1,623,999円	1,069,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,070,000円
1,628,000円～1,799,999円	1,074,000円
1,800,000円～5,599,999円	給与収入 ÷ 4 × 2.4 - 100,000円
3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	給与収入 - 1,950,000円

★所得金額調整控除 給与所得者で下記に当てはまる方は、下記の金額を給与所得から差し引きます。

収入金額が950万円を超え次のいずれかに該当する方  
 ● 特別障害者  
 ● 23歳未満の扶養親族を有するもの  
 ● 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの  
 (収入超過1,000万円) - 850万円 × 10%  
 (控除限度額15万円)  
 給与所得が公的年金等全部の雑所得の合計額が10万円超  
 (給与所得の金額 + 公的年金等の雑所得の金額) - 10万円  
 ※ 控除限度額10万円

### ●「公的年金等の雑所得」の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)		公的年金等の雑所得の金額	
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	2,000万円超
65歳未満	130万円以上 410万円未満 (A) × 0.75	(A) - 60万円 (A) - 50万円 (A) - 40万円	(A) - 75万円 (A) - 75万円 (A) - 75万円	(A) - 75万円 (A) - 75万円 (A) - 75万円
65歳以上 70歳未満	410万円以上 770万円未満 (A) × 0.85	(A) - 68万5千円 (A) - 68万5千円 (A) - 68万5千円	(A) - 85万円 (A) - 85万円 (A) - 85万円	(A) - 85万円 (A) - 85万円 (A) - 85万円
70歳以上 770万円未満	(A) × 0.95	(A) - 145万5千円 (A) - 145万5千円 (A) - 145万5千円	(A) - 95万円 (A) - 95万円 (A) - 95万円	(A) - 95万円 (A) - 95万円 (A) - 95万円
770万円以上 1,000万円以上	(A) - 195万5千円 (A) - 195万5千円 (A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円 (A) - 185万5千円 (A) - 175万5千円	(A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円	(A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円
65歳未満	330万円未満 (A) × 0.75	(A) - 110万円 (A) - 100万円 (A) - 90万円	(A) - 75万円 (A) - 75万円 (A) - 75万円	(A) - 75万円 (A) - 75万円 (A) - 75万円
65歳以上 70歳未満	410万円以上 770万円未満 (A) × 0.85	(A) - 68万5千円 (A) - 68万5千円 (A) - 68万5千円	(A) - 85万円 (A) - 85万円 (A) - 85万円	(A) - 85万円 (A) - 85万円 (A) - 85万円
70歳以上 770万円未満	(A) × 0.95	(A) - 145万5千円 (A) - 145万5千円 (A) - 145万5千円	(A) - 95万円 (A) - 95万円 (A) - 95万円	(A) - 95万円 (A) - 95万円 (A) - 95万円
770万円以上 1,000万円以上	(A) - 195万5千円 (A) - 195万5千円 (A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円 (A) - 185万5千円 (A) - 175万5千円	(A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円	(A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円 (A) - 175万5千円